

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成28年(2016年)10月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 10月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 10月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】ホテル経営を目的とした建物質貸借契約の賃料自動増額特約を有効と認め,当事者間に賃料の減額を協議する旨の覚書が存在するも,賃料減額請求を認めなかった事例(平成27年9月9日東京高裁)

【2】夫A妻Bの間の婚姻費用分担額の調停成立後,Aは他の二人の女性との間にできた3人の子の扶養のためとして婚姻費用分担額の減額を申立てた。本判決は,Aの不貞行為を助長・追認するとして申立を却下した原判決を取消し,前件調停額から婚姻費用額を減額した(平成28年2月19日名古屋高裁)

【3】社会福祉法人Xの会長Aが理事会決議を経ず証券会社Yが販売する為替リンク債を購入。XはYには悪意又は重過失があったと主張し支払代金合計11億円の返還等を求めた事案。Xの請求を棄却した原判決を変更し,一部不当利得金の返還,利息相当額の支払を認容(平成28年8月31日東京高裁)

【4】家族が住む住宅兼店舗で喫茶店を営む個人Yが,電話機,FAXのリース契約を特定商取引法に基づき解除したところ,リース業者Xが残リース料の支払を請求した事案。Yは,クーリングオフ権を有するとして契約解除を有効とした(平成27年10月27日東京地裁)

【5】閑静な住宅地に居住する原告が,原告宅から約30メートル離れた建物に居住して本件犬を飼っていた被告らに対し,本件犬の鳴声のため神経症を発症するなどしたとして治療費,慰謝料等を請求した事案。被告は本件犬の管理に瑕疵があったとして原告請求を一部認容(平成27年12月11日大阪地裁)

【6】マンション区分所有者のXが管理組合Yに対し,修繕費取崩しの一部を特例として返金する旨の臨時総会決議及び実施された返金を追認する決議に対し,配分基準が不公正,配分方法も不合理として公序良俗に反し無効として無効確認を求め,同訴えが認容された事例(平成28年1月18日福岡地裁小倉支部)

【7】主演女優が稽古に参加せず公演中止に至ったとして舞台監督が主演女優に損害賠償を求めたところ,公演を適法に上演する用意がそもそもできていなかったとして請求を棄却。同女優は同監督制作の楽曲により名誉を毀損されたとして損害賠償を請求し一部認容された(平成28年1月25日東京地裁)

【8】Xは株式の信用取引において追加証拠金をY銀行から振り込もうとしたがY従業員の手違いで同追加証拠金を送金できずXの有する各建玉を強制決済されたために,Yに損害賠償を求めた事案。追加証拠金が払われていたならば損失を持ち直せたとして請求を一部認容(平成28年1月26日東京地裁)

【9】父の死亡保険金等の法定相続分3分の1に相当する金額等の支払を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に請求したが,相続人間の代表者の選定がないとして,同機構が支払拒絶した事例。Xは単独で請求できると判示された(平成28年1月28日東京地裁)

【10】Xが遺産分割協議書に基づいてY1,Y2に支払った分割代償金が,その後同協議書が無効と認定されたため,Xがその返金を求めた事案。Y1は分割代償金支払義務が当初から存在しない旨の主張,Y2は消滅時効が成立しているとの抗弁を提出しそれぞれ認められた(平成24年7月25日静岡地裁沼津支部)

(商事法)

【11】原告(株主)は被告(会社)に対し募集株式の発行につき適法な通知を欠き,著しく不正な方法でされたこと等を理由に無効とすることを求めた。本判決は本件新株発行の目的は被告経営者による支配権確保にあり新株発行には無効原因があるとして請求を認容(平成27年12月18日大阪地裁)

【12】被告会社議事録等を勝手に作成して就任登記を経た代表取締役が締結した譲渡担保権設定契約は,会社に対して無効とされ,契約の相手方たる原告・譲渡担保権者は,会社法908条2項あるいは民法94条2項の類推適用によっても,保護されないと判断された事例(平成28年3月29日東京地裁)

(知的財産)

【13】商標法50条所定の「使用」は、当該商標がその指定商品について何らかの態様で使用されていれば足り、出所表示機能を果たす態様に限定されるものではないとされた事例(平成28年9月14日知財高裁)

【14】本件発明1の相違点にかかる構成は、本件出願時、当業者が、甲1発明及び甲7に記載された事項から容易に発明することができたとして本件発明1の進歩性を認めた審決を取消した事例(平成28年9月26日知財高裁)

【15】特許無効審判の請求人である原告が請求不成立の審決について取消を求めた事案であって、原告の主張は確定した前件審決と「同一の事実及び同一の証拠」に基づくものであって許されないこと等を理由に請求が棄却された事例(平成28年9月28日知財高裁)

【16】審判取消訴訟において、商標登録の無効審判手続きで審判長が職権で証拠調べをしたがその結果を当事者に通知しなかったことが審判手続に瑕疵があり審判の結論に影響を及ぼしたとして、同審判を取消した事例(平成28年10月11日知財高裁)

(刑事法)

【17】中等度精神遅滞及び飲酒酩酊のため心神耗弱状態にあった被告人は、猥褻行為により県迷惑行為防止条例違反の罪で起訴され、懲役1年2ヶ月の科刑が確定したが、処断刑超過のため検事総長が非常上告。刑の累犯過重、必要的減刑の結果、懲役8月に処された(平成28年7月4日最高裁)

【18】被告人は、元交際女性(暴力を回避するため実家に避難)に会えないためその家族への憤りを増幅させ、同女の祖母及び母を刺殺し両名の財布を窃取し、殺人、窃盗等の罪で起訴。第1審は死刑を科刑し原判決もこれを維持、上告審でも死刑の量刑が維持された(平成28年7月21日最高裁)

【19】強制猥褻致傷、窃盗保護事件につき少年院送致とされた少年の保護処分決定に対して、付添人が重大な事実誤認の外に被害者及び唾液等を採取した警察官及び鑑定を実施した科学捜査研究所職員の証人尋問を実施しなかったことを法令違反として抗告したが棄却された(平成27年10月26日東京高裁)

【20】少年に対する保護観察処分の原決定に対し父母は、両親の指導、監督には限界があり、児童自立支援施設又は少年院に送致してほしいと抗告した事案。少年法が抗告を認めた趣旨が少年の権利保護にあり不利益な処分を求めて抗告することはできないとし抗告を棄却(平成28年1月27日東京高裁)

【21】刑務所に勾留されていたAの遺族が、刑務所の医師はAの症状を軽微なものと判断しAの転送に必要な指示を行わなかったなどと主張して国に対し2200万円及び遅延損害金の支払いを求めた事案。本判決は死亡慰謝料800万円及び弁護士費用80万円を認容した(平成28年2月2日高知地裁)

(公法)

【22】千葉県議会議員の議員定数配分規定の適法性と合憲性が争われた事案。人口比定数による選挙区間の人口の最大較差は1対2.60であったのに対し選挙区間の人口の最大較差は1対2.51に留まり、いわゆる逆転現象は4通りであったが最高裁判所は合理的裁量の範囲内とした(平成28年10月18日最高裁)

(その他)

【23】弁護士会Xは債務者B宛て郵便物に関し、弁護士法23条照会をCに求めたが拒絶されたためCを吸収合併したYに主位的に損害賠償を求め予備的にYが23条照会に対する報告義務を負うことの確認を求めた事案。本判決は主位的請求を棄却し、予備的請求は差戻した(平成28年10月18日最高裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 東京高判平成27年9月9日 金法2050号62頁

平成27年(ネ)第1248号 建物賃料減額確認本訴,賃料反訴請求控訴事件(控訴棄却)

学校法人Aは,平成3年4月,信託業を営むY銀行との間で,Y銀行がAの所有地上に建物や会館を建設する等の信託契約を締結した。そして,その間,B社が新築建物でホテルを営業することとし,同年3月,A,Y銀行と協議をし,月額賃料,賃貸期間,敷金および賃料自動増額特約等の賃貸条件を確認し,BとY銀行は,同年9月,賃貸借予約契約を締結した。平成6年2月,建物が新築され,Bの100%子会社のC社が主体となってホテルを運営することとなり,賃貸借予約契約上の地位の移転を受けて,Y銀行との間で賃貸期間を30年(平成36年3月まで),賃料を段階的に増額し,平成9年4月以降,3年ごとに8%増額する等の本件旧賃貸借契約を締結し,ホテル営業を始めた。その後,Cは,ホテル事業の不振等を理由に,Y銀行に対して何度か賃料減額を要請し,A,BおよびY銀行らの間で金利負担等を含む協議を行い,平成11年7月,賃貸条件を変更する合意をした。ところが,Cの経営状態が改善しなかったことから,事業収支を試算した上で賃料の改定を試算する等の協議をした結果,Cがホテルの営業をBに譲渡し,本件建物の賃借人をCからBの100%子会社であるX社に変更し,XがBに本件建物を転貸すること,Bが違約金を支払うこと,Y銀行が賃料減額に応じること等の合意が成立し,平成13年9月,Y銀行とCは,本件旧賃貸借契約を合意解除し,XとY銀行は,賃貸期間を平成41年3月までとし,従前の賃料を減額した上で,本件約定賃料額を平成13年10月分から平成21年3月分までは月額5374万4985円,同年4月分から平成25年3月分までは月額7116万0642円,同年4月分から平成31年3月分までは月額8282万7297円,同年4月分から平成41年3月分までは月額8866万0677円というように段階的に賃料を増額し,公租公課の増減等の場合には協議・合意の上で賃料を改定する等の本件賃貸借契約を締結し,また,X,Y銀行およびBは,最初の賃料改定時期である平成21年4月の改定については,借入金の平均金利,更新投資額,事業収支見込額を考慮して賃料の減額を協議する等の覚書を交わした上,本件建物をBに転貸した。

XはY銀行に対し,平成21年2月に同年3月1日(基準時点1)以降の賃料の減額を請求し,同年3月1日から平成24年5月31日までの賃料が月額4935万円であることの確認を求め,さらに本件訴訟継続中の平成24年5月にも同年6月1日(基準時点2)以降の賃料の減額を請求し,同年6月1日から平成26年10月27日までの賃料が月額4126万8150円であることの確認を求めた。

これに対し,Y銀行は,Xが上記約定賃料の一部しか支払いをしていないとして,未払賃料合計11億2677万4656円と弁済期の翌日以降の遅延損害金の支払いを求めるとともに,平成25年4月1日から平成26年10月27日までの賃料が月額7888万3140円(消費税を除く)であることの確認を求めた。

原審は,基準時点1および2にかかるXの賃料減額請求の効力を否定して,Xの本訴請求を全部棄却し,Y銀行の反訴請求のうち,賃料確認請求にかかる訴えを却下し,未払賃料請求等を認容したが,これを不服とするXが控訴し,基準時点2に関する賃料確認請求の範囲を平成26年10月27日から平成27年7月1日に拡張した。

本判決は,賃料減額請求の当否,相当な賃料額は,借地借家法32条1項所定の事情のほか,賃貸借契約の当事者が賃料額決定の要素とした事情など当事者間の具体的な諸事情を総合的に考慮し,従来の賃料を維持することが衡平か否かという観点から判断すべきであるとした上,本件約定賃料が合意された事情等の事実経過によれば,本件賃貸借契約における賃料自動増額特約が同項に照らして直ちに無効とされるものではなく,直近合意時点である平成13年9月26日ないし同年10月1日時点から,基準時点1および2までの間に本件約定賃料を維持することが衡平に反するとはいえず,本件約定賃料が不相当になったとはいえないと判断して,Xの賃料減額請求の効力を否定した。

(2) 名古屋高決平成28年2月19日 判例タイムズ1427号116頁

平成27年(ラ)第442号 婚姻費用分担(減額)申立却下審判に対する即時抗告事件(取消,自判,確定)

夫Aは,別居中の妻Bとの間で婚姻費用分担額の調停成立後,Bと同居中から不貞行為に及んでいた女性Cとの間に子供Dをもうけて認知し,さらに,その後交際した女性Eとの間にも双子FGをもうけて胎児認知した。Aが婚姻費用分担額の減額を申立てたところ,原審は,DFGの扶養義務を果たすためにBへの婚姻費用の減額を認めることは,Aの不貞行為を助長・追認するも同然であるとして却下したが,本決定は,前件調停後,AがDFGに対する扶養義務を負うに至ったことは,前件調停の際に予想し得た事情等ではなく,婚姻費用の分担額を減額すべき事情の変更に該当するとし,いわゆる標準算定方式(判例タイムズ111号285頁)に依拠して,DFGへの養育費を考慮したAの負担額を算定し,原審判を取り消した上,前件調停によって定められた婚姻費用額を減額した。

(3)東京高判平成28年8月31日 金法2051号62頁

平成27年(ネ)第5385号 不当利得返還請求控訴事件(原判決変更・請求一部認容)

本件は、社会福祉法人Xが、その理事または会長であったAが補助参加人であるZ銀行による仲介を通じて証券会社Yが販売する為替リンク債(期限前償還条項付き、償還金額は額面金額の100%)をXのためにそれぞれ5億円、3億円、3億円を支払って購入した3件の取引(順に「第一取引」、「第二取引」、「第三取引」という。)はいずれもXの理事会決議を経ておらず、無権限者による取引であり、また、民法110条の類推適用の可否に関してはXの理事会を経ていなかったことについてYには悪意又は重過失があったと主張して、Yに対し、不当利得返還請求権に基づき、支払代金合計11億円の返還および利息相当額の支払を求めている事案である。原審は、Aは権限のないまま契約締結に至ったとしたうえで、Yは理事会決議が存在しないことについて善意・無過失であるとして、民法110条を類推適用して、Xの請求を棄却した。これを不服とするXが控訴した。

本判決は、まず、本件取引のいずれも理事会決議を経ていたとは認められず、また、当時の理事長Aに与えられていた一定の事務処理権限の範囲内の行為とも認められないと判示した。次に、民法110条の類推適用については、ZはAから理事会の承認が必要であると告げられ、Xの定款も受け取っていた上、本件取引に係る価額に照らし、Aが有する事務処理権限によって本件取引を締結できるとは考えられず、ZおよびZを窓口に行ったYにおいても、当該事実を知り、または知り得べきであった、さらに、理事会の承認に関して、Aが他の理事BまたはA名義で作成した確認書があるだけで、客観的な資料は存在しなかったとして、Bへの面会やその他の理事への確認をせず、Aの説明をそのまま受け入れる以外の確認作業はしなかったとして、Yには過失があり、民法110条の類推適用はできず、本件取引はXに効果帰属しないと判示した。なお、Xは、上記3件の取引相互の間で、第一の取引から生じた過払金を第二の取引の損失に充当する計算方法を採用し、請求額を算出していたが、そのような計算方法は認められないとされ、第一取引及び第二取引に関しては不当利得金349万2094円及びこれに対する利息相当額の範囲で請求が認容されている。また、第三取引に関しては同取引に係る債券がXに交付されているところ、当該債券の返還義務とXの主張する不当利得返還債務が同時履行の関係に立つとされ、同債券の返還と引き換えに、不当利得金3億0438円及びこれに対する利息相当額の支払を受けることが認められた。

(4)東京地判平成27年10月27日 判例時報2300号67頁

平成26年(ワ)第26873号 リース料請求事件 棄却(控訴)

家族が住む住宅兼店舗で喫茶店を営む個人Yが電話機、ファクシミリのリース契約を締結し、相当期間リース料を支払った後に、特定商取引に関する法律(特商法)9条1項本文に基づきリース契約を解除したところ、リース業者Xが残リース料の支払を請求したのが本件である。

本判決は、契約締結の経緯が喫茶店の営業との関連が乏しく、喫茶店がYと妻のみで営業し利用客は地元の固定客である、電話機使用は家族のための私用が大半でありファクシミリも業務のために使用していない等を認定し、本件リース契約の契約書等に屋号を記載していることやリース料がYの営業経費に通信費として計上されていること等を考慮しても本件契約は「営業のために若しくは営業として」締結したものと認められず、特商法の適用除外に該当しないとし、5条書面の交付がない本件では特商法9条1項本文によるクーリングオフの権利を行使することができYの解除は有効であるとし請求を棄却した。

(5)大阪地判平成27年12月11日 判例時報2301号103頁

平成24年(ワ)第8605号 損害賠償等請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

山間部の閑静な住宅地に居住する原告が、原告宅から約4メートルの道路を挟んで約32.5メートルの距離にある建物に居住して雑種雄犬(本件犬)を飼っていた被告らに対し、本件犬が昼夜を問わず大きな鳴き声を断続的にあげるため、原告が睡眠障害を伴う神経症を発症するなどしたとして、民法718条1項又は709条に基づき、治療費、慰謝料等を請求した事案。裁判所は、本件犬が深夜や早朝の時間帯を含め、日常的に比較的大きな音量で、一定時間鳴き続けていたものと推認し、これにより原告に睡眠妨害等の生活上の支障が生じていたのに対し、被告らは原告から本件犬の鳴き声に対する苦情を言われたり調停申立をされた後も、これを真摯に受け止めて本件犬の鳴き声を低減させるための適切な措置を執ったわけではなかったことなどの諸事情を総合考慮し、本件犬の鳴き声は受忍限度を超えるものであると認定し、その上で、住宅地において犬を飼育する飼主は、犬の管理者として、犬の鳴き声が近隣住民に迷惑を及ぼさないよう、日常生活において犬をしつけ、場合によっては専門家に依頼するなどして犬を調教するなどの飼育上の注意義務を負うとし、被告らは、本件犬の鳴き声を低減させるために有効な措置を執っていたとは言えず、本件犬について相当な注意をもってその管理をしたということができないとして、民法718条1項に基づき、被告らの責任を認め、原告の損害として、治療費交通費込4万7860円、犬の鳴き声の録音機材等の費用5万1450円、慰謝料25万円、弁護士費用3万円の合計37万9310円を認容した。

(6)福岡地小倉支部判平成28年1月18日 判例時報2300号71頁

平成26年(ワ)第1109号 総会決議無効確認請求事件(認容(確定))

マンションの区分所有者Xでマンション管理組合(Y)の組合員XがYに対し、平成26年開催の臨時総会においてされた「居住年数に応じて修繕費取り崩しの一部を特例として返金する」旨の決議及び同決議に基づき実施された返金を追認する決議に対し、配分基準が不公正であり配分方法も不合理であるとして公序良俗に反し無効であるとして無効確認を求める訴えを提起したのが本件である。

本判決は、修繕積立金の負担は区分所有権及びこれを有する各区分所有者の共有部分等に対する共有持分に根ざすものであり本質的に区分所有者と分離して考えることができない性質であると解されるとした上で、修繕積立金を取り崩して区分所有者に配分する場合には規約に別段の定めがある場合を除いて専有部分の床面積の割合に応じて行うことが区分所有者間の利害の衡平に資するものである等を理由に本件決議は公序良俗に反するとしてXの請求を認容した。

(7)東京地判平成28年1月25日 判例タイムズ1427号205頁

平成25年(ワ)第21206号 損害賠償請求事件(第1事件)、平成26年(ワ)第33791号 損害賠償請求事件(第2事件)(請求棄却、控訴(第1事件)、一部認容、被告控訴(第2事件))

(第1事件)車椅子の女性が歌手としてデビューするまでの実話をベースにした舞台の主演女優が、出演契約後、実話の著者から、舞台を知ったのは最近で舞台の内容もよく聞いていないといった手紙を受け取ったことを理由に舞台監督に異議を申し入れ、その後、稽古に参加しなかったところ、そのために公演を中止せざるを得なかったとして、制作会社とその代表者兼舞台監督が、主演女優とその所属事務所に対し債務不履行等に基づき3000万円の損害賠償を求めた。本判決は、準委任契約の性質をも有する舞台出演契約の基礎となる信任関係は専ら制作会社らの準備不足と権利関係のずさんな管理に起因して失われており、かつ、たとえ女優がその後の稽古に参加していたとしても公演を適法に上演することは法律上も事実上も困難となっていたとし、女優が稽古に参加しなかった行為に帰責事由はなく債務不履行等にあたらないとし請求を棄却した。

(第2事件)第1事件の舞台監督が制作しインターネット上に公開した楽曲(「HANAKOおまへの根拠のない嘘っぱちでどんなにオレらが傷ついたか分かるかい」「若かった頃は...男あさりのevery night」「若かった頃は...ドラッグ漬けのday after day」等の歌詞)により名誉を毀損されたとして、女優が不法行為に基づき慰謝料等の損害賠償等を求めた。本判決は、同楽曲は第1事件の訴訟が社会的耳目を集める中で、舞台監督が自ら演奏し歌唱したものを動画として公開したものであるから、一般視聴者は、通常、「HANAKO」とは当該女優を指すものと理解するとし、女優の請求を33万円の範囲で認めた。

(8)東京地判平成28年1月26日 金法2051号87頁

平成26年(ワ)第22601号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

Xは、A証券会社との間において株式の信用取引を行っていたが、平成24年8月28日の終値によって計算された信用維持率が約定による信用維持率を割り、269万1869円の追加証拠金が発生した。そこで、Xは、同日、現金270万円を持参して、Y銀行の支店に赴き、当該270万円をXの普通預金口座に入金した上で、Aの指定する口座に同額を振込によって送金することを依頼し、Yの従業員がこれを承諾した。Yは、誤ってA指定の口座とは口座番号の異なる別の口座に振込通知をしてしまい、同日中にA指定口座に270万円を送金しなかった。Aは、同月31日、前日までにXが上記追加証拠金相当額をA指定口座に入金しなかったため、Xの有する各建玉を強制決済した。そこで、Xが、Yに対し、債務不履行に基づく損害賠償として、957万7300円及び遅延損害金の支払を求めた。

本判決は、まず、本件強制決済による建玉の喪失が、送金契約とは別の当事者であるAとXとの間で行われていた信用取引の約定に基づきXが追加証拠金を入金することができなかったことによって生じたものであることを理由に、通常損害該当性を否定した。次に、XがYの従業員らに対し、送金の目的が追加証拠金を送金することであり、当日中に入金ができなければ強制決済がされる旨を説明し、Yの従業員が当日中の送金が可能である旨を述べたなどの判示の事情のもとにおいては、Xの送金依頼の目的がAの指定口座に入金を目的としたものであり、当日中に入金されない場合には強制決済されるという民法416条2項の特別な事情をYが認識し、または認識することができたとして、債務不履行と本件建玉の喪失との間の相当因果関係を認めた。そして、本件強制決済がなかった場合にXがいかなる時期まで本件建玉を保有していたかが損害額の判断における要素となることを指摘した上で、株式の信用取引における投資家の判断が一定の不確実性をもってする個々人の判断であることから、Xが決済したであろう時期を立証することが民事訴訟法248条の定める「損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるとき」に当たると認め、本件においては、追加証拠金を入金することによって強制決済を回避しようとしていたXの行動から、少なくとも一定期間、本件建玉を保有しようとしていたとして、本件強制決済の後の本件建玉の推移に着目し、Xが保有することができる期間内に、本件強制決済によって確定した損失である812万2943円をプラスマイナスゼロにする程度にまで持ち直すことが現実に可能であったから、本件強制決済によって生じた損害は上記金額であると認定した。

(9)東京地判平成28年1月28日 金法2050号92頁

平成27年(ワ)第22829号 貯金払戻等請求事件(請求一部認容)

本件は、Xが、父であるAが独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構との間で締結した簡易生命保険契約に係る死亡保険金、契約者配当金および未経過保険料還付金について、Aの死亡により保険金受取人となったと主張して、同機構に対し、上記死亡保険金等の請求権に基づき、Xの法定相続分3分の1に相当する金額等の支払を求めている事案である。同機構は、簡易生命保険法36条1項、終身約款および終身簡保約款において代表者を定める旨規定されているから、X単独での権利行使は許されないと主張している。

本判決は、簡易生命保険法36条1項、終身約款および終身簡保約款における代表者の選定について、大量処理のための簡明さと迅速性を確保するとともに、二重払いの危険を回避するというその趣旨に一定の合理性を認めながらも、複数の保険金受取人がある場合に、Yが保険金支払義務の簡明さと迅速性の要請のもと、窓内における保険金支払手続において代表者の選定を要請することは許されるとしても、それを超えて代表者を選定しないことを理由に各保険金受取人の権利行使を制限することは許されないし、本件では、他の相続人に訴訟告知がされている以上、二重払いの危険も回避されているとして、Xは単独で死亡保険金等の支払を請求できると判示した。なお、Xは訴訟提起後に請求を拡張しているが、当該拡張部分についても訴状送達の日翌日からの遅延損害金を請求していたため、この点についての遅延損害金は請求拡張の申立書が被告である独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に送達された日翌日からとされた。

(10)静岡地裁沼津支部平成28年3月1日 判例時報2302号79頁

平成27年(ワ)第189号 不当利得返還請求事件(棄却(控訴))

平成7年12月に死亡したAの相続人は、妻B(平成11年に死亡)、長男X、二女C、二男Y1、三男Y2、四男Dであった。平成8年9月14日、Aの遺産分割協議書が作成され、同協議書には分割代償金としてXが2000万円、Y1が1000万円をそれぞれ、Y2に対して支払う旨の記載があった。Xは、同日、Y2に対し、2500万円を支払った。

平成21年3月、Xが、E銀行に対して本件遺産分割協議書に基づく預金の払い戻しを求める訴えを提起したところ、Y1・C・Dが法定相続分に基づく預金の払い戻しを求めて独立当事者参加をするなどして、最終的には五件の事件が併合審理(以下、「前訴」という。)され、前訴の判決は理由中において本件遺産分割協議書が無効であると認定した(確定日平成26年8月19日)。

これを受けて、Xは、前記分割代償金が不当利得であるとして、Y1 に対し500万円(前記2500万円のうち500万円がY1の分割代償金1000万円の内金であったと主張)、Y2に対し2000万円の返還を求める訴えを提起した。

Y2は、分割代償金支払時を起算点とした消滅時効を援用し、Y1は、そもそもY2に対する分割代償金支払義務が当初から存在しないから自らに何らの利得がないとそれぞれ主張した。

本判決は、これらの主張に対して、前訴判決と同様に遺産分割協議書が無効であるとした上で、Y2の抗弁については、代償金の支払い直後から法律上の障害なく不当利得返還請求権を行使することが出来たこと、不当利得返還請求権の場合、権利の性質に内在する障害は無く、Xは平成8年10月に本件遺産分割協議が無効であることを知ったというべきで、前訴判決の確定時点まで消滅時効が進行しないと解すべき特段の事情がないとして、時効消滅を認めた。また、Y1の主張については、本件遺産分割協議書が無効で、Y1のY2に対する分割代償金支払義務がなかった以上、Y1に利得が存在しないとして、Xのいずれの請求も棄却した。

【商事法】

(11)大阪地判平成27年12月18日 判例タイムズ1427号224頁

平成26年(ワ)第9641号 新株発行無効請求事件(認容,控訴)

原告(株主)は、被告(会社)に対し、被告がした株主割当てによる募集株式の発行につき、申込期間と払込期間が同じ日を始期とする同一の期間として定められ、かつ、原告に対する募集事項等の通知が同期間の初日であったこと等から、募集事項に関する適法な通知を欠いたこと、著しく不公正な方法によりされたこと等を理由に会社法828条1項2号に基づき無効とすることを求めた。本判決は、会社法202条1項・4項の募集事項等の通知は、持株比率の維持という既存株主の利益保護の観点から株主に資金調達を含めた権利行使の機会を与えるとともに、法令・定款違反や著しく不公正な方法による株式発行の差止めの機会を付与することを目的とするとし、本件では原告には同目的に沿った事前差止めの機会が付与されていたとは言えず、本件通知は違法とした。その上で、同条同項に反する違法は、株式発行差止請求をしても差止事由がないためにこれが許容されないと認められる場合でない限り、新株発行の発行手続における重大な法令違反に当たり新株発行の無効原因になるとし、本件新株発行当時の被告の資金繰りや被告の支配権をめぐる対立状況等を総合すると、本件新株発行の主要な目的は当時被告を実質的に経営していた者による支配権確保の点にあったと認められるから、株式発行差止請求が許容されないと認められる場合には当たらず、本件新株発行には無効原因があるとして、請求を認容した。

(12)東京地判平成28年3月29日 金法2050号83頁

平成27年(ワ)第6219号 所有権移転登記手続請求事件(請求棄却)

本件は、XがY社に対し5000万円を貸し付ける際に、Yの所有する本件不動産に譲渡担保権を設定したと主張して、本件不動産について所有権移転登記手続を求めた事案である。Yは、譲渡担保権設定契約はBを代表取締役とするYとの間で締結されているが、Bに代表権はないとして、同契約は無効であると主張しているが、Xが、仮にBに代表権がないとした場合にも、Yは不実の登記の是正措置を講じたとはいえず、善意の第三者であるXに登記の内容が不実であることを対抗できず、Xは会社法908条2項により保護されるか、または、本件不動産にはBを代表取締役とするYが所有者であるとの外観が存在しており、Yがかかるとの外観を放置した結果、Xがこれを信頼したから、Xは民法94条2項類推適用により保護されると主張したため、これに対しては、Yは、Yは不実の会社登記を是正するため十分な措置をとった、民法94条2項類推適用の前提となる帰責性は認められない、Xに重過失があると争った。

本判決は、Bが、Yの代表取締役の地位にあったAの辞任登記およびBのYの取締役・代表取締役への就任登記申請の際に添付した、Aの辞任届やYの株主総会議事録を自ら作成したことを認めていたことなどから、BがYの株主総会においての取締役に選任されたことはないとして、Bが代表取締役として締結した譲渡担保権設定契約はYに効力が及ばないとした上で、AらがYの商業登記の状況を認識してすぐに代理人弁護士に相談し、告訴状提出、仮処分申立て、法務局への上申書提出などを行ったことを踏まえると、「特段の事情」があったとは認められず、Xは会社法908条2項により保護される者には当たらないとし、さらに、Aらが虚偽の外観の作出に積極的に関与したり、これを知りながらあえて放置したりした、あるいは、虚偽の外観が作出されたことについての帰責性の程度がこれらの場合と同視し得るほど重いとは評価できないとして、Xは民法94条2項類推適用により保護される者には当たらないとした。

【知的財産】

(13)知財高判平成28年9月14日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10086号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/128/086128_hanrei.pdf

被告は、「LE MANS」の欧文字を横書きして成る商標の商標権者であり、原告は、本件商標の不使用を理由として本件商標の指定商品中、第25類「ワイシャツ類」等についての取消審判を請求し、特許庁は「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、原告が審決取消訴訟を提起した事案。

本件審決の理由は、本件審判の請求の登録前3年以内に、日本国内において、本件商標の通常使用権者であるヴァン社が、本件商標と社会通念上同一の商標を使用していたものと認められるから、本件商標登録は取り消すことはできないというものである。

本件商標の通常使用権者であるヴァン社は、販売品のワイシャツに、その襟下に「LE MANS」と記された織りネームを付するとともに「LE MANS」と記載された下げ札を付し、もって、ワイシャツに本件商標を付したものと認められる。これは、商標法2条3項1号所定の「商品に標章を付する行為」であるから、商標法50条所定の「使用」の事実が認められる。

これに対し原告は、商標法50条所定の「使用」は、当該商標が出所識別標識として使用されることを要するとして、本件商標が付されたワイシャツがヴァン社に納品され、同社において同ワイシャツを店舗に移動したなどの事実が存在したとしても、本件商標が出所識別標識として使用されたということとはできない旨主張する。しかし、商標法50条の主な趣旨は、登録された商標には、その使用の有無にかかわらず、排他独占的な権利が発生することから、長期間にわたり全く使用されていない登録商標を存続させることは、当該商標に係る権利者以外の者の商標選択の余地を狭め、国民一般の利益を不当に侵害するという弊害を招くおそれがあるので、一定期間使用されていない登録商標の商標登録を取り消すことについて審判を請求することができるというものである。

上記趣旨に鑑みれば、商標法50条所定の「使用」は、当該商標がその指定商品又は指定役務について何らかの態様で使用(商標法2条3項各号)されていれば足り、出所表示機能を果たす態様に限定されるものではないというべきである。

したがって、原告の主張は採用することができない、として原告の請求は棄却された。

(14)知財高判平成28年9月26日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10020号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/162/086162_hanrei.pdf

無効審判請求を不成立とした審決に対する取消訴訟であって、甲1発明に甲7に記載された事項を適用する阻害事由は認められないとして、本件発明1の進歩性を認めた審決を取消した事案。

甲1発明は、断熱箱体からなる横型冷蔵庫の天面に、別の断熱箱体を据え付け、下の断熱箱体の内箱の内部に、圧縮機及び凝縮器と連結されて冷媒を循環させている蒸発器を設け、前記蒸発器により冷却された冷気を、下の断熱

箱体だけではなく、上の断熱箱体にも循環させることによって、上下2つの断熱箱体を冷却するものである。一方、甲7には、圧縮機及び凝縮器と連結された冷凍室用冷却器並びに冷凍室用冷却器の入口側及び出口側に配管接続された冷蔵室用冷却パイプ及び野菜室用冷却パイプを設けて冷媒を循環させ、冷凍室は、冷凍室用冷却器により冷却された冷気を循環させることによって冷却し、冷蔵室及び野菜室は、冷蔵室用冷却パイプ及び野菜室用冷却パイプの内部を循環する冷媒の蒸発により、各室の内壁面を冷却し、冷気の自然対流により各室内を冷却することが記載されている。

甲1には、上下の断熱箱体を1つの「冷却ユニット」で冷却することが可能であることが記載されており、「冷却ユニット」は、少なくとも、圧縮機、凝縮機及び蒸発器により構成されることが認められるところ、冷却器及び冷却パイプは、冷媒の蒸発により、冷却を行う機能を有するものであり、前記の蒸発器に該当するものと認められるから、甲1発明に、甲7に記載された前記の冷却方法を適用すれば、上の断熱箱体用の冷却パイプと下の断熱箱体用の冷却器を、別途に設けることになるから、上下の断熱箱体を1つの「冷却ユニット」で冷却することはできなくなる。

しかしながら、甲1発明の目的は、業務用横型冷蔵庫の構造を改良し、特に使用用途の拡大のため、庫内に収容できる要冷蔵品の幅を広げることにある。上下の断熱箱体を1つの「冷却ユニット」で冷却するため、蒸発器を1つしか設けないことは、この目的と関係がない。また、甲7には、冷却パイプ内の冷媒の蒸発により冷却される保存室の内部の乾燥を防止できることのほか、(1)冷却器に湿気が多い冷蔵室や野菜室内の水分が霜となって付着し、冷却器の冷却能力が低下することを防げること、(2)冷却器を大型化しなくてよくなり、これを収納する区画を小容量化して、冷凍室の有効容積を広くすることができること、(3)冷気循環のためのダクト等を設ける必要がなくなり、冷凍室、冷蔵室及び野菜室の区画の有効容積を広くすることができることが記載されている。そうすると、蒸発器を複数にして各保存室を冷却する方式を採用するか、蒸発器を1つにして全保存室に当該蒸発器で冷却した冷気を循環させて冷却する方式を採用するかは、当業者が設計に際して効果を考慮して適宜採用し得る設計的事項に該当する。

以上によれば、上下の断熱箱体の間に冷気を通すための開口部がない構成になることや、蒸発器を複数有する構成になることが、甲1発明に甲7に記載された事項を適用することの阻害事由たり得るとは認められない。したがって、本件発明1の相違点に係る構成は、本件出願時、当業者が、甲1発明及び甲7に記載された事項から容易に発明をすることができたといえる。

(15)知財高判平成28年9月28日 裁判所HP

平成27年(行ケ)第10260号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/164/086164_hanrei.pdf

特許無効審判の請求人である原告が請求不成立の審決について取消を求めた事案であって、原告の主張は確定した前件審決と「同一の事実及び同一の証拠」に基づくものであって許されないこと等を理由に、請求が棄却された事案

。特許法167条は、特許無効審判の審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができないと規定している。同条の趣旨は、排他的独占的権利である特許権(同法68条)の有効性について複数の異なる判断が下されるという事態及び紛争の蒸し返しが生じないように特許無効審判の一回的紛争解決を図るために、当事者及び参加人に対して一事不再理効を及ぼすものと解される。

この点に関し、平成23年法律第63号による改正前の特許法167条においては、一事不再理効の及ぶ範囲が「何人も」とされており、先の審判に全く関与していない第三者による審判請求の権利まで制限するものであったことから、「同一の事実及び同一の証拠」の意義を拡張的に解釈することについては、第三者との関係で問題があったということが出来る。しかし、上記改正によって第三者効が廃止され、一事不再理効の及ぶ範囲が先の審判の手に関与して主張立証を尽くすことができた当事者及び参加人に限定されたのであるから、「同一の事実及び同一の証拠」の意義については、前記のとおり、特許無効審判の一回的紛争解決を図るという趣旨をより重視して解するのが相当である。

原告は、本件審判において、本件発明につき、引用例(甲2)を主引用例とし、これに記載された発明及び甲第1,4から11,13から18号証に記載された発明又は周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものである旨を主張した。しかし、確定した前件審決においても、引用例(甲2)が主引用例とされており、また、甲第6から18号証が副引用例とされていた。したがって、本件審判における原告の前記主張は、確定した前件審決と同一の主引用例に基づいて本件発明の容易想到性を主張するものであり、主引用例以外の証拠についても、前件審決において副引用例とされていた甲第6から18号証に加え、甲第1,4及び5号証を追加したにすぎない。このように、確定した前件審決と主引用例が同一であり、まして、多数の副引用例も共通し、証拠を一部追加したにすぎない本件審判の請求は、「同一の事実及び同一の証拠」に基づくものと解するのが、前記の特許法167条の趣旨にかなうものというべきである。

以上によれば、本件審判における原告の前記主張は、確定した前件審決と「同一の事実及び同一の証拠」に基づくものであるから、特許法167条に該当し、許されない。したがって、上記主張を排斥した本件審決の判断が誤りであるという取消事由は、それ自体、失当というべきである。

(16)知財高判平成28年10月11日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10083号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/187/086187_hanrei.pdf

本件商標は、「コナミスポーツクラブマスターズ」の文字を標準文字により表してなるものであって、原告は本件商標登録の無効審判を請求し、特許庁は「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、原告が審決取消訴訟を提起した事案。

商標法56条が準用する特許法150条は、「審判に関しては、...職権で、証拠調べをすることができる。」(1項)とする一方で、「審判長は、...職権で証拠調べ...をしたときは、その結果を当事者...に通知し、...意見を申し立てる機会を与えなければならない。」(5項)と定める。ところが、本件審判手続において、特許庁は、原告に対し、職権証拠調べの結果につき通知し、意見を申し立てる機会を与えなかった。

そうすると、本件審判手続には瑕疵があり、その瑕疵は、審判の結果である審決の結論に一般的に見て影響を及ぼすものであったものというべきである。このような場合、その瑕疵は、審決の結論に影響を及ぼさないことが明らかであると認められる特別の事情がない限り、審決取消事由となるものと解される。

そこで、本件における上記特段の事情の有無を検討すると、本件職権証拠調べは、具体的にはインターネットによる「スポーツクラブ」及び「マスターズ」の語の複合キーワード検索であり、その手法それ自体は必ずしも目新しいものではなく、一般的かつ容易に行われ得るものではある。しかし、原告において、そのような証拠調べが行われることを当然に予期していたとか、予期すべきであったと認めるに足りる証拠はない上、本件職権証拠調べの事実を知らない原告にとっては、何らかの追加主張ないし立証が必要であること自体、全く予期し得なかったと考えられるのである。

そうである以上、本件においては本件職権証拠調べの結果に対する反論、反証の機会が原告に対し実質的に与えられていたものとは評価し得ず、また、原告に対する不意打ちとならないと認めるべき事情も見当たらない。すなわち、上記特段の事情の存在は認められない。したがって、本件職権証拠調べの結果の原告に対する通知等を欠くという手続上の瑕疵は、本件審決の取消事由となるものというべきである。

以上より、本件審判手続は商標法56条の準用する特許法150条5項所定の手続を欠く違法なものであり、その結果としてされた本件審決については、これを取り消すのが相当である、として原告の請求は認容された。

【刑事】

(17)最二判平成28年7月4日 最高裁HP

平成28年(さ)第1号 福岡県迷惑行為防止条例違反被告事件についてした判決に対する非常上告事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/174/086174_hanrei.pdf

(要旨)

処断刑超過による非常上告(心神耗弱者の行為についての必要的減輕を看過)

(事案)

犯行当時中等度精神遅滞及び飲酒酩酊のため心神耗弱の状態にあった被告人は、常習として、Bの臀部を着衣の上から手で触って、公共の場所で、人を著しくしゅう恥させ、かつ、人に不安を覚えさせるような方法で、他人の身体に衣服の上から触れる行為をしたため、福岡県迷惑行為防止条例違反の罪で起訴された。

第一審裁判所は、懲役1年2か月を科刑し、判決は確定した。

処断刑超過のため、検事総長が非常上告した。

(判旨)

原判決認定の罪は、心神耗弱者の行為であるから、刑法39条2項、68条3号を適用して必要的減輕をすべきところ、本件条例12条1項、11条1項、6条1号によれば、原判決認定の罪の法定刑は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金であり、懲役刑を選択し、累犯加重をした上で、刑法39条2項、68条3号により法律上の減輕をすると、その処断刑の長期は懲役1年となるからこれを超過して被告人を懲役1年2月に処した原判決は、法令に違反し、かつ、被告人のため不利益である。

よって、本件非常上告は理由があるから、刑訴法458条1号により、原判決を破棄し、本件被告事件について更に判決する。

被告人の所為は、本件条例第56号附則2項により本件条例12条1項、11条1項、6条1号に該当するので、所定刑中懲役刑を選択し、刑法59条、56条1項、57条により4犯の加重をし、心神耗弱者の行為であるから同法39条2項、68条3号により法律上の減輕をし、その刑期の範囲内で被告人を懲役8月に処する。

(18) 最一判平成28年7月21日 最高裁HP

平成26年(あ)第1160号 住居侵入,殺人,窃盗,傷害,脅迫被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/173/086173_hanrei.pdf

(要旨)

死刑の量刑が維持された事例(長崎ストーカー殺人事件)

(事案)

被告人は、(1)同棲中の交際女性に対し、ささいな理由から、2度にわたり、それぞれ顔面等を殴打するなどして傷害を負わせ、(2)異変に気付いた家族らが同女を実家に連れ戻したのを、同女の意に反するものと邪推し、同女を取り戻すなどの目的で、その職場関係者・友人・家族ら8名に対し、殺害予告等を内容とする電子メール合計17通を送信してそれぞれ脅迫し、(3)一向に同女に会えない状況から次第にその家族への憤りを増幅させ、同女を取り戻す障害と考えていた家族らの殺害を決意し、同女の祖母方及び隣接する父母方に立て続けに侵入し、祖母及び母をいずれも出刃包丁で刺殺し、さらに、逃走資金を得る目的で両名の財布を窃取した行為で住居侵入,殺人,窃盗,傷害,脅迫の罪で起訴された。

第1審は死刑を科刑し、原判決もこれを維持した。弁護人が上告した。

(判旨)

交際女性を取り戻すことへの一方的かつ極端な執着と、その障害と考えていた同女の家族らを殺害してでも排除しようという殺害の動機には酌量の余地はない。殺害のためあらかじめ洋包丁を購入し、インターネットで同女の家族の住居を調べるなど周到に準備した上、三重県の自宅から長崎県西海市まで赴いており、殺害の計画性も高い。出刃包丁を用いて無抵抗の被害者らの胸腹部を、祖母には4回、母には11回繰り返し突き刺して失血死させており、いずれの殺害行為も強固な殺意に基づく執拗かつ残忍なものである。落ち度のない2名の生命が奪われた結果は重大であり、遺族らの処罰感情は厳しい。

以上より、被告人の刑事責任は極めて重大であり、罰金前科しかないことなど、被告人のために酌むべき事情を十分に考慮しても、原判決は是認されるから、上告を棄却する。

(19) 東京高決平成27年10月26日 判例タイムズ1427号146頁

平成27年(く)第505号 強制わいせつ致傷,窃盗保護事件の保護処分決定に対する抗告事件(抗告棄却,確定)

本件で、少年は、女性被害者の背後から抱きつき押し倒しパンツを脱がせ胸等をなめる等のわいせつ行為をし、その際に傷害を負わせパンツを盗んだという強制わいせつ致傷,窃盗保護事件につき少年院送致とされた。被害者は犯人を特定できるほどは顔を見ていなかったものの、「成人としては小柄な感じの色白の高校生風の男性」と述べ、たまたま見かけた少年が犯人の特徴に似ている旨警察官に申告したことにより少年が被疑者として浮上し、DNA鑑定の結果、被害者の胸から採取した唾液と少年のDNA型が一致した。付添人は、重大な事実誤認の外に被害者及び唾液等を採取した警察官及び鑑定を実施した科学捜査研究所職員の証人尋問を実施しなかったことを法令違反として抗告した。本決定は、**について**、本件は被害者による犯人識別供述が重要な事案ではなく、被害者の述べた犯人の特徴及びその特徴に合う少年が犯人かもしれない旨警察に申告した事実が重要なものであり、その事実自体は取り調べられた証拠により十分立証可能なので被害者の証人尋問は必要ないとし、**についても**、DNA採取及び鑑定に関しては採取状況等を撮影した写真や保管、鑑定に関する一件記録により信用性が十分認められ、さらにこれらを立証するために本件の捜査全般を指揮する立場にあったB警察官の証人尋問が実施されていること等を指摘し必要ないとし抗告を棄却した。

(20) 東京高決平成28年1月27日 判例タイムズ1427号145頁

平成28年(く)第19号 ぐ犯,窃盗保護事件の保護処分決定に対する抗告事件(抗告棄却,確定)

原決定が、少年を保護観察に付したところ、父親は、少年に対する両親の指導、監督は限界があり、少年のためには児童自立支援施設又は少年院に送致し反省し本当の自分を見つけて欲しいとし、母親も同様の観点から児童自立支援施設に送致して欲しいとして、抗告した。本決定は、児童自立支援施設及び少年院送致の各処分は、同じ保護処分ではあっても保護観察処分より一般的、典型的に少年にとって不利益な処分であり、少年法が、処分の著しい不当を理由に抗告を認めた趣旨が少年の権利保護にあり、少年の側にも抗告が認められていることからすると、少年にとって不利益な処分を求めて抗告を申し立てることは認められないとし、抗告を棄却した。

(21) 高知地判平成28年2月2日 判例時報2302号84頁

平成22年(ワ)第660号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

刑務所に勾留されていたAの遺族が、刑務所の医師において、Aの症状を軽微なものと判断し、刑務所の職員に対してAを転送させるために必要な指示を行わなかったことには転送義務違反があるなどと主張して、国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、2200万円(死亡慰謝料2000万円,弁護士費用200万円)及び遅延損害金の支払いを求めた事案

本判決は、Aを診察した医師BはAがけいれん重積の状態にあることも念頭に置くべきであり、かつ、Bの退庁が予定

されていたことや刑務所内に他に医師はおらず、保健助手も不在になることが想定される状況にあったことなどからして、刑務所内での医療的対応は困難な状態にあり、Bには、Aを外部の医療機関に転送するよう指摘すべき義務があったのに、Bは刑務所内での経過観察をすれば足りると判断し、意識が回復した際に抗てんかん薬を投与することなどを指示したにとどまり、前記義務に違反したと判断し、死亡慰謝料800万円及び弁護士費用80万円を認定した。

【公法】

(22) 最三判平成28年10月18日 最高裁HP

平成28年(行ツ)第115号 選挙無効請求事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=86199

千葉県議会議員の議員定数配分規定の適法性と合憲性が争われた事案である。

人口比定数による選挙区間の人口の最大較差は1対2.60であったのに対し、選挙区間の人口の最大較差は1対2.51にとどまり、いわゆる逆転現象は4通りであったが、最高裁判所は合理的裁量の範囲内とした。

【その他】

(23) 最三判平成28年10月18日 最高裁HP

平成27年(受)第1036号 損害賠償請求事件(一部破棄自判・一部破棄差戻し)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/198/086198_hanrei.pdf

(裁判要旨)

和解に基づく強制執行のために、債務者B宛での郵便物に係る転居届の提出の有無及び転居届記載の新住所(居所)等について弁護士法23条の2第2項に基づく照会(以下「23条照会」という。)をCに対してした弁護士会Xが、Cが23条照会に対する報告を拒絶したことにより、Cを吸収合併したYに対し、主的に不法行為に基づく損害賠償を求め、予備的に、Yが23条照会に対する報告をする義務を負うことの確認を求める事案において、弁護士法23条の2第2項に基づく照会に対する報告を拒絶する行為が、同照会をした弁護士会に対する不法行為を構成することはないとして主位的請求を棄却し、予備的請求について差し戻した事例。

(理由)

23条照会の制度は、弁護士が受任している事件を処理するために必要な事実の調査等を行うことを容易にするために設けられたものである。そして、23条照会を受けた公務所又は公私の団体は、正当な理由がない限り、照会された事項について報告をすべきものと解されるのであり、23条照会を行うことが上記の公務所又は公私の団体の利害に重大な影響を及ぼし得ることなどに鑑み、弁護士法23条の2は、上記制度の適正な運用を図るために、照会権限を弁護士会に付与し、個々の弁護士の申出が上記制度の趣旨に照らして適切であるか否かの判断を当該弁護士会に委ねているものである。そうすると、弁護士会が23条照会の権限を付与されているのは飽くまで制度の適正な運用を図るためにすぎないのであって、23条照会に対する報告を受けることについて弁護士会が法律上保護される利益を有するものとは解されない。

【紹介済判例】

最一判平成26年11月27日 判例時報2300号42頁

平成26年(許)第19号 訴訟費用額確定処分異議申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=84661

法務速報164号13番で紹介済

東京高決平成27年2月9日 判例時報2302号49頁

平成26年(ラ)第2394号 排除決定に対する抗告事件(取消(確定))

法務速報185号1番で紹介済

東京地判平成27年10月14日 判例時報2301号96頁

平成26年(ワ)第33399号 競業避止義務不存在確認請求事件(認容(控訴・和解))

法務速報184号7番で紹介済

最三判平成27年11月17日 判例タイムズ1427号73頁

平成26年(行ヒ)第356号 審決取消請求事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/467/085467_hanrei.pdf

法務速報175号14番で紹介済

大阪高判平成27年12月10日 判例時報2300号103頁

平成27年(ネ)第1860号 損害賠償請求控訴事件(原判決変更・請求一部認容)

法務速報179号9番で紹介済

最二判平成28年2月26日 判例時報2301号92頁

平成26年(受)第1312号・同第1313号 価額償還請求上告,同附带上告事件(上告棄却)

法務速報179号1番で紹介済

最一判平成28年2月29日 判例時報2300号29頁

平成27年(行ヒ)第75号 法人税更正処分取消請求事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=85710

法務速報179号25番で紹介済

最三判平成28年3月15日 判例時報2302号43頁

平成26年(受)第2454号 損害賠償請求事件(破棄自判)

法務速報179号15番で紹介済

最三判平成28年3月29日 判例タイムズ1427号67頁

平成26年(行ヒ)第228号 差押処分取消請求事件(破棄自判)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/791/085791_hanrei.pdf

法務速報180号20番で紹介済

最一判平成28年3月31日 判例時報2301号62頁

平成27年(行ヒ)第374号 供託金払渡認可義務付等請求事件(破棄自判)

法務速報180号1番で紹介済

最三判平成28年4月12日 判例タイムズ1427号63頁

平成26年(受)第754号 損害賠償請求事件(破棄自判)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/827/085827_hanrei.pdf

法務速報180号18番で紹介済

2. 平成28年(2016年)10月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・閣法 192 1

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

・・・平成28年熊本地震による災害及び東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため,平成28年度分の地方交付税の総額について加算措置を定めた法律。

3.10月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

杉井静子/栗山れい子/露木肇子/真野文恵/増井 賢/鳥生尚美 編著 新日本法規 254頁 2,916円
ドキュメント離婚事件 12の困難事件から調停・裁判実務を学ぶ

上西左大信 著 日本法令 184頁 1,296円
大事なことだけ最速で押さえる!改正民法 相続関係 超要点整理

安達敏男/吉川樹士/安重洋介/濱田 卓 著 日本加除出版 472頁 4,428円
実務への影響まるわかり!徹底解説民法改正 債権関係

遠藤 隆 著 日本法令 744頁 5,076円
フランチャイズ契約の実務と理論

NPO法人 遺言・相続リーガルネットワーク 編著 日本加除出版 224頁 2,376円
お墓にまつわる法律実務 埋葬/法律/契約/管理/相続

4.10月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

馬淵泰至 著 学陽書房 160頁 2,268円

弁護士のための家事事件税務の基本 相続・離婚をめぐる税法実務

石原 坦 編著 レクシスネクシス・ジャパン 212頁 3,024円

英文契約書レビューに役立つ アメリカ契約実務の基礎

野村剛司 編著 青林書院 400頁 4,860円

法人破産申立て実践マニュアル

齋藤浩貴/上村哲史 編著 青林書院 384頁 4,536円

情報・コンテンツの公正利用の実務

今川 嘉文 著 中央経済社 419頁 4,752円

中小企業の戦略的会社法務と登記

官澤 里美 著 第一法規 224頁 2,700円

事件類型別 依頼者対応の勘所 選ばれる弁護士になるために

峰岡睦久 著 新日本法規 318頁 3,780円

判例・裁決例にみる名義財産の帰属認定

5. 発刊書籍<解説>

「フランチャイズ契約の実務と理論」

フランチャイズ契約の概念,特有の条項の整理・分類と法適合性の要件,条項の法適合性の判断,フランチャイズ契約の締結過程における情報提供義務,フランチャイジーの労組法,労基法上の労働者性の問題など,フランチャイズ契約に関する事項が設問形式で解説されている。フランチャイズ契約について学びたい時に役に立つ本である。

「事件類型別 依頼者対応の勘所 選ばれる弁護士になるために」

第1章総論として,電話対応の勘所,来所者対応の勘所,受任時の勘所,事件継続中の勘所,和解に向けての勘所が,第2章類型別の具体的事例として金銭を請求する事件,男女関係をめぐる事件,相続をめぐる事件などの勘所が,第3章トラブル事例として,依頼者がクレームになったり,連絡が取れなくなったなどの場合の対処法が解説されている。具体的な事例を挙げて説明されており,書式なども多数掲載されているため,実践的で若手弁護士向きの本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。